

意見提出手続評価書

意見提出手続（令和元年度実施分）の個別評価と総括

令和3年2月

旭川市市民参加推進会議

目次

I 評価の実施について

1 取組の趣旨	1
2 評価方法	1
3 評価対象	2

II 総括 ～ 意見提出手続における留意事項と提案

1 評価結果	3
2 評価理由	4
3 取組提案	5

III 個別評価

1 第8次旭川市総合計画基本計画の見直し	8
2 旭川市教育大綱の見直し	9
3 第2期旭川市子ども・子育てプランの策定	10
4 旭川市立小・中学校適正配置計画の見直し	11
5 旭川市環境基本計画【第2期計画・改訂版】の見直し	12
6 (仮称)旭川市給付型奨学金給付条例の制定及び旭川市入学支度金貸付条例の改正	13
7 (仮称)旭川市スポーツ推進条例の制定	14
8 「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)に基づく使用料・手数料の見直し	15
9 水道事業・下水道事業 中期財政計画(令和2～5年度)の策定	16
10 地域集会施設の活用に関する実施計画の策定	17
11 (仮称)旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(素案)の制定	18
12 旭川市屋外広告物条例等の改正	19

Ⅰ 評価の実施について

1 取組の趣旨

本市では、市民参加の取組を充実させるとともに、市民の積極的な参加を促し、より一層その実効性を高めていくための方策の一環として、各年度毎に「市民参加の取組に対する事後評価」、「市民参加の取組に対する第三者意見の聴取」、「市民参加の取組の事前公表」を実施しています。

このうち、「市民参加の取組に対する第三者意見の聴取」については、これまで当該年度の新規施策における市民参加の取組予定について、市民参加推進会議による評価・検証を行い、必要に応じて実施課に対する各種提案を行ってきました。

ただ、従来の取組では、市民参加推進会議からの提案事項が実施課のみでしか共有されないため、全庁的な市民参加の取組の充実には至らない状況にありました。

そのため、今年度はこれまでの取組を変更して「取組結果」に対する評価を行い、市民参加の取組の充実を図るための検討を行うこととし、令和元年度に実施した意見提出手続（元年度中に対象施策が完了したもの）に対する評価・検証を行いました。

この総括評価は、庁内で共有していただくとともに、今後の各課における市民参加の取組への反映を期待するものです。

2 評価方法

意見提出手続（以下「パブコメ」という。）の実施及び取組方法について、下記の評価指標に基づき、市民参加推進会議での審議を経た「全体評価」と、各委員がそれぞれが評価する「個人評価」を行い、併せて改善方法についても検討しました。

<評価指標>

A	パブコメ実施は適当であり、取組方法（※）も適当である
B	パブコメ実施は適当だが、取組方法に工夫が必要
C	パブコメ実施は適当だが、同時に他の手法による意見聴取も必要
D	パブコメ以外の手法による市民参加が適当

※取組方法：PR方法、意見の聴き方、資料内容など

3 評価対象

No.	案件名	実施課
1	第8次旭川市総合計画基本計画の見直し	政策調整課
2	旭川市教育大綱の見直し	政策調整課
3	第2期旭川市子ども・子育てプランの策定	子育て支援課
4	旭川市立小・中学校適正配置計画の見直し	教育政策課
5	旭川市環境基本計画【第2期計画・改訂版】の見直し	環境総務課
6	(仮称)旭川市給付型奨学金給付条例の制定及び旭川市入学支度金貸付条例の改正	子育て助成課
7	(仮称)旭川市スポーツ推進条例の制定	スポーツ課
8	「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)に基づく使用料・手数料の見直し	財政課
9	水道事業・下水道事業 中期財政計画(令和2～5年度)の策定	上下水道部総務課
10	地域集会施設の活用に関する実施計画の策定	公共施設マネジメント課
11	(仮称)旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(素案)の制定	生活支援課
12	旭川市屋外広告物条例等の改正	建築指導課

※掲載は市民参加推進会議における審議順としています

II 総括

～ 意見提出手続における留意事項と提案 ～

1 評価結果

【A】 パブコメ実施は適当であり、取組方法も適当である

- No.4 旭川市立小・中学校適正配置計画の見直し
- No.8 「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づく使用料・手数料の見直し
- No.9 水道事業・下水道事業 中期財政計画（令和2～5年度）の策定

【B】 パブコメ実施は適当だが、取組方法に工夫が必要

- No.1 第8次旭川市総合計画基本計画の見直し
- No.2 旭川市教育大綱の見直し
- No.7 （仮称）旭川市スポーツ推進条例の制定
- No.10 地域集会施設の活用に関する実施計画の策定

【C】 パブコメ実施は適当だが、同時に他の手法による意見聴取も必要

該当なし ※個人評価では一部「C」と評価された案件あり

【D】 パブコメ以外の手法による市民参加が適当

- No.3 第2期旭川市子ども・子育てプランの策定
- No.5 旭川市環境基本計画【第2期計画・改訂版】の見直し
- No.6 （仮称）旭川市給付型奨学金給付条例の制定及び旭川市入学支度金貸付条例の改正
- No.11 （仮称）旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（素案）の制定
- No.12 旭川市屋外広告物条例等の改正

2 評価理由

(1) パブコメ実施が適当である理由

- 市民の関心度が高く、パブコメが市民意見を受け止める場になっている。
- 一定数の意見提出があり、市民意見の吸い上げがなされている。
- 施策の周知方法としてパブコメが効果的に働いている。
- パブコメ実施によって施策内容に対する市民理解が進んでいる。

(2) パブコメ実施が適当ではない理由

- 既に他の市民参加によって十分な市民意見の吸い上げがなされている。
- 専門性が高く、市民が意見を持てない（持ちにくい）内容である。
- 施策内容に対する市民の認知度が低く、パブコメ実施には時期尚早である。
- 意見聴取よりも、周知に力を入れるべき内容である。

(3) パブコメの取組方法が適当である理由

- パブコメで市民意見を聴取するための環境整備が、十分に行われている。
 - ・ 施策案について、審議会等により十分な審議が行われている
 - ・ 市民説明会の開催などによって、施策内容の周知が行われている。
 - ・ 分かりやすく、施策内容の説明が尽くされた資料が作成されている。
 - ・ 意見反映するための十分な時間が確保されている（早期の実施）。

(4) パブコメの取組方法に工夫が必要である理由

- 市が意図するものから、かけ離れた意見が多く出されている。
- 施策内容が市民に周知できていない・認知されていない。
- 資料が分かりにくく、資料を読むだけでは施策内容の理解が困難である。
- 施策のメインターゲットからの意見聴取ができていない。
- 意見反映の検討のための時間が十分に確保されていない（実施が遅い）。

3 取組提案

(1) パブコメ実施の判断

- パブコメに馴染まないもの
 - ・ 専門性が高いものや、市民の認知度や関心、市民全体への影響が低いものなど、市民が意見をもちにくいものについては、パブコメ以外の市民参加を検討する。
- パブコメの特例について
 - ・ 使用料・手数料など、パブコメの特例（パブコメを行わないことができるもの）に該当するものであっても、市民の関心や影響が大きなものは、施策内容に対して市民理解を得る意味から、パブコメを実施することが適当である。

(2) 効果的な取組方法

ア 施策内容の周知

- 市民からの認知度が低い施策については、あらかじめ施策の周知に努める。
 - ・ 市民の意見提出を受けるためには、そもそも市民が施策内容を認知していることが必要である。
- パブコメ実施に合わせた市民説明会等の開催を検討する。
 - ・ 施策内容を直接市民に説明できるとともに、その場を利用してパブコメへの意見提出を促すことも可能になる。
- 施策のメインターゲットや関心のある人に確実に情報が届くよう、発信方法を工夫する。
 - ・ 保護者や生徒には、学校を通じたお便りやチラシの配布・掲示などが有効。
 - ・ 大学生等の若年層には SNS (Twitter 等) を活用し、確実に受け手の目に届くよう、こまめな配信に努める。
 - ・ 案件内容に関わりのある機関等には、担当課から直接パブコメ実施を周知する。
 - ・ 興味に応じたジャンルの記事が配信されるインターネットサービスの活用を検討する。

イ 意見の求め方

- パブコメに対する目的を明確にした上で、どのような意見を期待しているのか市民に伝える工夫を行う。
 - ・ 漠然と「御意見・御提言をお寄せください」では、具体的にどのような意見を求められているのか分からず、要望的なものが多く寄せられる結果になる。
 - ・ 庁内ワーキンググループなどで出された意見を、具体的な意見例として資料提示すれば、市民もどういった意見が求められているのかが分かりやすい。
- より関心が高いと思われる層に対し、積極的な意見提出を働きかける。
 - ・ 具体的な意見を出すためには、関心が高く内容を理解している必要がある。
- 総合計画や教育大綱など対象範囲の広い施策については、ある程度項目を絞って意見募集を行うことも検討する。
 - ・ 範囲を項目毎などに限定することで、具体的な意見が出しやすくなる。

ウ 配布資料

- 市民全体が施策内容を理解できる資料を作成する。
 - ・ 文字だけでは理解しにくい場合が多いため、図解や写真などを活用する。
 - ・ 前提となる専門的な知識がなくても理解できるよう、施策の背景や目的、効果など、内容に直接関わらない事項についても説明を行う。
- 本パブコメが、事業全体のどこに位置付けられているのかが分かる資料を配付する。
 - ・ 今後の事業推進における当該パブコメの位置付けなど、事業推進のスキームを示した上で意見募集を行う。
 - ・ 対象案件が、どの段階に位置するのかが分かれば、市民側もどういった意見が求められているのかが推測できる。
- 興味の深度に合わせた情報提供を行う。
 - ・ パブコメ資料の内容を超えて、より詳細なデータや関係法令などを知りたい市民に対しては、ホームページ等で当該情報が得られる環境を整える。
 - ・ ネット環境が整っていない人に対しても配慮を行い、各支所・公民館等での閲覧用端末の設置・活用なども検討していく。

エ 回答

- 具体的で分かりやすい回答に努める。
 - ・ 施策への反映が難しい意見に対する回答については、一律に「関係部局と共有します」などと回答しているが、結局どのように扱われるのかが分かりにくい。
 - ・ 提出された意見は、市として施策への反映を検討したということが伝わるような回答にすることが望ましい。
 - ・ 案件と無関係な内容のものなど、適当な回答が困難な意見については、公表の是非を検討する。

(3) 担当課による自己評価の方法

- 市民意見の反映についての評価は、パブコメにおける結果のみではなく、市民参加の取組全体を通して行うべきである。
- パブコメに対する評価は、意見提出数の多寡で測るのではなく、パブコメ実施によって得られた効果や、提出された意見をいかに検討・反映したかで評価すべきである。

(4) その他

- パブコメがより柔軟で効果的な取組になるよう、各課が参考にしやすい具体的な事例や取扱いを盛り込んだガイドラインを作成する。

III 個別評価

1 第8次旭川市総合計画基本計画の見直し

全体評価	個人評価	
B	A (1/10人中)	B (9/10人中)

【評価】

- パブコメの実施時期に合わせた市民説明会の開催によって施策内容の周知に努めている点や、現行計画の概要版といった施策内容の理解を促す資料を配付している点は非常に評価できる。
- 庁内ワーキンググループの取組も市民に周知できれば、施策内容への市民理解が深められ、パブコメにおいてもより実質的な意見が得られたのではないだろうか。
- 市民説明会の開催を、パブコメの意見提出につなげられなかった点は改善の必要がある。

【改善に向けた提案】

- 総合計画は非常に範囲が広いいため、市民が意見を出しやすくなる工夫が必要。
 - ・ 漠然と「御意見ください」ではなく、基本政策ごとなど、市民がイメージしやすい（より具体的な）対象に対して意見を求める工夫が必要。
- パブコメにおいて、どのような意見が求められているのか（求めているものは「要望」ではなく「意見」であること）を分かりやすく示す必要がある。
 - ・ 庁内のワークグループにおける意見を資料として配布すれば、市民も出すべき意見のポイントが絞りやすくなるのではないか。
 - ・ 意見書様式に、具体例やひな形を記載すれば、行政がどういった意見を求めているのかをイメージしやすくなる。
 - ・ 意見書に予め「要望」か「意見」かの選択肢を設けておけば、とりまとめが容易になるのではないか。
- パブコメ実施の効果的な周知が必要
 - ・ 市民説明会でせっかく施策内容への周知を行ったのであれば、その場を活用し、パブコメの取組を具体的に案内すれば、より多くの意見が期待できたと考える。
- 直接施策に反映できない意見に対する回答が「関係部局と共有します」だけでは分かりにくいので、もう少し具体的に示せるよう工夫できるとよい。

2 旭川市教育大綱の見直し

全体評価	個人評価
B	B (10/10人中)

【評価】

- パブコメで意見をもらうためには、そもそも施策内容を市民に周知できている必要があるが、教育大綱については、市民の認知度が高いとは言い難い。
- 大綱の内容自体は興味深いものであり、教育に対する市民の関心も高いと思われるので、「教育大綱」そのものが周知できていれば、より多くの意見が期待できたのではないか。
- 自己評価については、パブコメ結果（提出意見数）のみで判断するのではなく、パブコメを実施した効果によって評価すべき。

【改善に向けた提案】

- 関心が高いと思われる層に働きかけることにより、より多くの実質的な意見提出が期待できる。
 - ・ 各小中学校（保護者）や教育大など、教育に関心があるであろう機関に対し周知を行う。チラシ1枚の掲示であっても、関心のある層には知るきっかけになる。
 - ・ 小中学校については学校からのお便りがよく見られており、大学生は市の Twitter を見ている人が比較的多いため、それらを通じた周知を行う。
 - ・ 保護者の関心が高い事項については、PTA連合会を通じた意見募集を行う。
 - ・ 誰からどんな意見が欲しいのかを整理し、「〇〇の方のみならず、市民の皆様からも御意見を募集しています」といったようにターゲット層をある程度分かるようにする。
- どういう方針で意見が欲しいのかについて、ある程度分かるように意見を募集する。
 - ・ 個別施策への意見が多く施策への反映ができないのであれば、施策全体を見据えた意見が出るような意見募集の文書を検討する。
 - ・ 期待する意見を何項目かにジャンル分けした上で、項目毎に意見をもらい、その他は自由記載とする。
- 施策の概要を説明する資料においては、それぞれの基本目標の関係性が一見して分かるよう、図を活用した説明が必要

3 第2期旭川市子ども・子育てプランの策定

全体評価	個人評価	
D	C (2/10人中)	D (8/10人中)

【評価】

- 施策の周知を目的とするのであれば、パブコメ以外の手法でPRした方が効果的であったと考える。
 - ・ パブコメ実施と施策の策定期間から、パブコメ意見の反映余地は非常に限定的であると判断される。
 - ・ プラン（案）の策定に至るまでに、2度の全市的なアンケート調査や審議会での集中的な審議を行うなど、パブコメ以前に市民意見の聴取は十分に行われている。
- 自己評価については、パブコメ結果だけではなく、市民参加の取組全体を通して評価すべきである。
 - ・ アンケート等で意見聴取は十分に行えており、市民意見の反映は高い。

【改善に向けた提案】

- 市民参加推進条例でパブコメ実施が必要とされる施策であっても、より効果的な手法がある場合には、そちらの実施を検討すべきである。
 - ・ 全体を通じて意見聴取が十分に行えている場合は、パブコメによるさらなる意見聴取を行うよりも、施策内容の周知徹底に努めるべきである。
- 市民の個々の要望に応じた深度の情報を提供できる環境整備が必要。
 - ・ パブコメ資料で提供される情報を超え、より詳細なデータや関係法令などを知りたいと思っている市民に対しては、それらの情報が得られる環境を整える（HPなど）。
- 興味のある人に向けた情報発信を行う。
 - ・ アンケートに回答した人はその結果に関心があると思うので、アンケート結果が周知できていれば、それを踏まえてパブコメで意見提出する人が増えた可能性もある。
 - ・ 動画（YouTube等）を活用した施策内容の紹介やアンケート結果の紹介を行う。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、市民説明会や研修会等の開催が難しい場合にあっても、YouTubeやZoomを活用すれば可能になると考える。
- パブコメ以外の手法による意見聴取も検討する。
 - ・ 子育て中の保護者等が意見書で意見を出すことは難しいため、地区センター等で意見聴取の機会を設けたり、民生児童委員の業務の際に子育てに関する意見聴取を行ってもらうなどしてみる。

4 旭川市立小・中学校適正配置計画の見直し

全体評価	個人評価
A	A (10/10人中)

【評価】

- 統廃合対象校での説明会を実施している点や、パブコメに早期に取り組み意見反映の検討に要する時間を確保している点は非常に評価ができる。
- 資料については要点ごとに端的に書かれ、読めば理解できる構成になっている。
- パブコメの実施が施策周知に有効な方法となっている。
- 多くの反対意見が出されたということは、裏を返せばそれだけ市民の関心を引いたということなので、施策内容の周知として非常に高い効果があったと言える。
- 結果的に意見反映が低くても、市民意見を受け止める場になっており、統廃合に向けた話し合いの第一歩として有効なパブコメであった。

【改善に向けた提案】

- パブコメ実施に当たっては、市としてどのような意見を求めているのか、どういう意見であれば反映可能なのかをあらかじめ市民に伝えることが望ましい。
 - ・ 多くの意見が出されても意見反映が低いとなると、市民としては、どこに言えばいいのだろうかと感じてしまう。
 - ・ 市が求める意見と、市民から出される意見が上手くかみ合うよう、意見の聴き方に工夫が必要
- 意見反映が低い場合は、適切なフォローが必要。
 - ・ パブコメによって市側の考えが市民に伝われば成果となるが、そうでなければ、むしろ意見反映されない分、市に対して距離を感じてしまうかもしれない。
 - ・ フォローの仕方を工夫して、市民から拒否されたと感じられないようにできることが望ましい。

5 旭川市環境基本計画【第2期計画・改訂版】の見直し

全体評価	個人評価		
D	B (1/10人中)	C (1/10人中)	D (8/10人中)

【評価】

- 内容が理念的で専門性も高いため、そもそもパブコメで意見が出てくるようなものなのか疑問がある。
- 具体的な施策の骨格になる部分の計画であり、内容も重要であるため、市民参加は必要である。
- 市民全体を対象にするのであれば、意見をもらうというよりも、関心を持ってもらうための取組に労力を注ぐべきと考える。

【改善に向けた提案】

- 「計画の周知」よりも、「計画を知ってもらうことでどうしたいのか」という点に焦点を当てて取組を考えた方が、効果的な市民参加につながるのではないかと考える。
 - ・ この計画そのものは市民と直接的な関わりが少ないため、計画そのものを説明するよりも、この計画を通じてどういう状況にしたいのかを市民に伝える取組を行う方が効果的である。
 - ・ 理念だけを示されて「私はこう思う」と言える人は少ないと思うので、こういう考えに基づいてこうして欲しいと伝える方がよい。
- 計画の周知を目的とするのであれば、関心を持ってもらうための取組を行うことが効果的である。
 - ・ 本計画を利用したワークショップなどに取り組めば、環境に対する関心も高まり、計画のPRにもなる。
 - ・ 子どもの頃から学び考えていく必要のある事柄だと思えるので、授業等に取り入れる方法もある。
- 意見聴取の対象としては、市民全般よりも関係団体等が適当。
 - ・ 市民が計画（素案）に対して、ここに書かれている以上のことを言うことは難しく、目標値の妥当性を問われても分からない。
 - ・ 意見をもらうのであれば、計画内容について一定の知識や理解を有する層から聴取する方が効果的である。

6 (仮称) 旭川市給付型奨学金給付条例の制定及び旭川市入学支度金貸付条例の改正

全体評価	個人評価	
D	C (2/10人中)	D (8/10人中)

【評価】

- パブコメを実施するよりは、制度の周知に力を注いだ方がよい。
- 商業施設にも資料を設置したことは評価できるが、パブコメの実施だけで当該制度を周知しきれたかは疑問である。
- 従来の取組を廃止するというものであればパブコメは馴染むが、本件は制度の創設・拡充なので、パブコメの実施には違和感がある。

【改善に向けた提案】

- 制度の周知徹底を行う。
 - ・ 本制度の情報が、必要な世帯に行き届いているとは言い難いので、パブコメにかかる手間暇を制度の周知に向けた方がよい
 - ・ 周知方法としては、パブコメの実施よりも、学校を通じてのチラシ掲示や配布、利用希望者が直接アクセスできるようSNS（Twitter等）による発信が効果的である。

7 (仮称) 旭川市スポーツ推進条例の制定

全体評価	個人評価
B	B (10/10人中)

【評価】

- 条例素案だけの提示では、この条例が制定されることで具体的に何がどう進められていくのかが分からないので、意見を出すことは難しい。
- 条例の効果を周知した上でパブコメを実施すれば、条例制定の意図が伝わり、有用な意見がもっと出された可能性がある。

【改善に向けた提案】

- 条例を制定する目的や背景の説明を行う。
 - ・ 条例の骨子案だけでは、この条例が何のためのものなのか判断できない。
 - ・ 条例を制定することによって、具体的にどのようなことに影響し、また、今後どのようなことに取り組んで行く予定なのか、条例制定による具体的な効果が分かれば、もっと意見が出てくると思われる。
- 事業全体の流れの中における本パブコメの位置づけを説明する資料を配布する。
 - ・ スポーツ行政を推進するにあたり、本条例の位置づけや今後の展開が不透明であるため、どのような意見が求められているのかが分からなかった。
 - ・ 事業全体のスキームと、その中における当該条例及び本パブコメの位置付けを示す必要がある。
- 市民全体が理解できる資料を配付する。
 - ・ 具体的に分かりにくい部分もあったため、一部の関係者等の意見集約に終始しないためにも、パブコメ資料は一般市民が内容を理解できるものを作成する。

8 「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づく使用料・手数料の見直し

全体評価	個人評価	全体評価
A	A (7/9人中)	B (2/9人中)

【評価】

- 意見の吸い上げを行うために十分な意見募集期間が取られている。
- 市民説明会も十分に行われ、パブコメ含め様々な意見が出されており、市民参加の取組として評価できる。
 - ・ 市民だからといっても一概に値上げを反対する意見ばかりではないため、審議会、市民説明会、パブコメによってそれぞれ意見聴取したことは市民参加としてよい取組である。
- 使用料・手数料は意見提出手続の特例に該当するものであっても、今回パブコメを実施したことは適切である。
 - ・ 市民の関心が高く意見も比較的出しやすい内容なため、パブコメに適している。
 - ・ 直接的な意見反映ができないとしても、パブコメを実施することで市民の施策への理解と関心が高まる。
- なぜこのような料金に改定するのか、その背景についても具体的な説明が必要。

【改善に向けた提案】

- 料金改定の考え方である「取組指針」についても、資料の中で説明する必要がある。
 - ・ 料金の算定方法については説明されているが、なぜこのように見直したのか（取組指針の考え方の部分）についても、もっと分かる資料があるとよい。
 - ・ 2年前の取組指針策定時の説明を詳しく覚えている市民は少ないと思うので、そこも分かるような資料になっていると、より見直し内容への理解が進む。

9 水道事業・下水道事業 中期財政計画（令和2～5年度）の策定

全体評価	個人評価
A	A (9/9人中)

【評価】

- 資料作成や広報の段階から審議会からの意見を取り入れることで、非常に分かりやすい資料になっている。
 - ・ 写真や図を効果的に使用し、市民に分かりやすく、また設備の老朽化の実情についてもインパクトをもって伝えることができている。
 - ・ パブコメ資料できちんと説明が尽くされている。
- 意見反映が難しいとしても、パブコメの実施によって実情を市民に周知できており、市民の理解を得る一助になっていると思う。
- 特例に該当する案件であっても、パブコメを実施することによって、上下水道事業を知ってもらうきっかけになると思うので、パブコメの実施は適切である。

10 地域集会施設の活用に関する実施計画の策定

全体評価	個人評価
B	B (9/9人中)

【評価】

- 計画内容が集会施設の活用全般に関するものであるのに対し、提出された意見が料金に関するものに偏っており、担当課が説明したい内容が市民に伝わりきっていないと思われる。
 - ・ No.8「使用料・手数料の見直し」と同時期に市民説明会やパブコメを実施したことで、市民から内容の混同を招いた可能性がある。
 - ・ 料金改定の部分よりも、今後の地域集会施設の活用に関する考え方の部分の方が重要だと思うので、そのあたりを市民に伝える工夫が必要である。
- 資料が分かりにくく、説明を受けずに資料を読むだけでは内容がわかりづらい。
 - ・ 文字が多いため、図を増やして資料の分かりやすさをねらう。

【改善に向けた提案】

- 資料については、計画の目的や背景など、料金以外の部分についても、より市民に伝わるよう工夫する。
 - ・ 内容が分かりにくいため、余計に数字にばかり目がいくのではないか。
- 似た内容を含む施策とは、市民参加の取組時期が重ならないようにするなど、違いを明快に打ち出す。
 - ・ 『『受益と負担の適正化』へ向けた取組指針』との関連性を明確にする。
- 施設の活用方法をどうするか、ということに対する意見がもっと出されるよう、意見の求め方を工夫する。

11 (仮称) 旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(素案)の制定

全体評価	個人評価
D	D (9/9人中)

【評価】

- 「無料低額宿泊所」がどういうものか知らないで、パブコメを実施されても、どのような意見を提出すべきなのかが分からない。
 - ・ そもそも「無料低額宿泊所」がどのような施設を指すのか、どのような人を対象にした施設なのか、市内のどの施設がこれに該当するのかが分からない。
- パブコメには「意見聴取」と「周知」の機能があると思うが、このパブコメは何を目的として実施したのかが見えない。
 - ・ 意見聴取のために実施したのであれば、どのような意見を期待しているのか、周知を目的としているのであれば、周知対象は市民全体なのか。
- 資料が分かりにくい。

【改善に向けた提案】

- 資料については、図を使用してモデル化した方が、内容もイメージしやすい。
 - ・ 資料が、タイトルにあるような「概要版」というよりは条例の解説書になっており、資料としてまとまっていないと感じる。
- 市民全体に向けてパブコメを実施するというよりは、社会福祉関係者等に周知するなど、日頃から当該施設の対象となり得る人と関わりのあるような機関や専門家などと意見交換することが適切と考える。

12 旭川市屋外広告物条例等の改正

全体評価	個人評価	
D	C (2/9人中)	D (7/9人中)

【評価】

- 関係団体等に対して意見照会を実施しているため、内容の周知さえできれば、パブコメまでは必要ないと考える。
- 専門性が高く、一般市民がこの内容について色々言われても分からないため、パブコメは馴染まないと考える。
 - ・ 施策内容の周知は関係する事業者等に限定していいのではないか。

【改善に向けた提案】

- 今回の改正で新たに責任が発生する立場の事業者へ情報が行き渡るよう、関係機関等を通じて周知を行う。
 - ・ 飲食店や販売業等の事業者にも管理責任が発生するようになるのであれば、商工会議所、商工会、中小企業同好会等、関係する機関を通じて周知すれば、情報が必要箇所に行き渡ると思う。
 - ・ 施工業者から、施工主（看板設置を依頼する事業者）に説明できる仕組みがあるといいのではないだろうか。
- 本施策との関わりの深さによって、周知の程度や内容を検討する。
 - ・ 一般市民にとっては分からない内容で関心も薄いため、改正の説明等を市民広報で案内することでもよいと思う。